

## 安全保障法制の整備に対する意見書

政府は平成 26 年 7 月に、「安全保障法制の整備について」を閣議決定した。

その中で、戦後一貫して日本国憲法の下で平和国家として歩んできた我が国は、平和国家としての立場から、国際連合憲章を遵守しながら、国際社会や国際連合を始めとする国際機関と連携し、それらの活動に積極的に寄与している。

一方、我が国を取り巻く安全保障環境は根本的に変容するとともに、更に変化し続け、我が国は複雑かつ重大な国家安全保障上の課題に直面し、脅威が世界のどの地域において発生しても、我が国の安全保障に直接的な影響を及ぼし得る状況になっており、政府の最も重要な責務は、我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うするとともに、国民の生命や財産を守ることである。安全保障環境の変化に対応し、十分な体制をもって力強い外交を推進することにより、脅威の出現を未然に防ぐとともに、国際法にのっとり行動し、法の支配を重視することにより、紛争の平和的な解決を図らなければならない。

さらに、日米安全保障体制の実効性を一層高め、日米同盟の抑止力を向上させることにより、武力紛争を未然に回避し、我が国に脅威が及ぶことを防止することが必要不可欠である。その上で、いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを断固として守り抜くとともに、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献するためには、国内法制を整備しなければならないとしている。その趣旨を踏まえ今国会に関連法案を提出した。

しかしながら、現時点において国民の理解が十分に得られているとは言い難い状況にあると考えられることから、国においては公開性や透明性を確保しながら、国民の十分な理解が得られるよう、慎重な審議を重ねるよう求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 7 月 1 日

静岡県焼津市議会

衆議院議長 }  
参議院議長 } 様  
内閣総理大臣 }